

預金保護の仕組みについて

預金保険制度は平成17年4月からどう変わりますか

預金保護の対象となる預金は、当座預金、普通預金、別段預金、定期預金などです。定期預金や貯蓄預金などは、平成14年4月より「合算して元本1千万円とその利息」を保護する措置が適用されています。当座預金・普通預金・別段預金については、平成17年3月末までは全額が保護されますが、平成17年4月以降は「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という三つの条件を満たす決済用預金が全額保護の対象となり、それ以外は定期預金などと同様の取り扱いとなります。

【預金保護の概要】

		平成14年4月～平成17年3月末まで	平成17年4月以降
預金保険の対象預金等	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	決済用預金にあたる預金は全額保護
	定期預金 貯蓄預金 通知預金等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護 (1,000万円を超える部分は破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます)	
対象外預金等	外貨預金 譲渡性預金等	保護対象外 (破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます)	



国債、投資信託について

国債、投資信託は預金保険制度の対象ではありませんが、国債は国が発行する安全性の高い債券で、保護預り分として日本銀行等で分別保管されているため、金融機関が破綻しても確実に返還されます。また、投資信託としてお客様が投資した財産は、信託銀行において銀行や信託銀行の固有財産とは明確に分別して管理されるため、販売銀行・投信会社・信託銀行のいずれかが破綻しても、安全が確保されます。

決済用預金「無利息普通預金」について

琉球銀行では、平成17年4月の預金保険制度の改定に向けて、平成17年1月(予定)より決済用預金「無利息普通預金」の取り扱いを開始します。

決済用預金は、預金保険制度の改定後も預入金額にかかわらず預金保険により全額保護される預金で、3つの条件(無利息、要求払い(いつでも払戻しができる)、決済サービス)を満たすことが必要です。

当行は、「無利息普通預金」の取り扱いにより、安全な決済手段を確保したいといったお客様のニーズに引き続き対応してまいります。

決済用預金「無利息普通預金」の内容

申込対象者	個人・法人(地方公共団体、任意団体等も含みます)ともにご利用いただけます。
商品特徴	(1)新規口座開設または現在ご利用中の普通預金を切り替えていただくことで、「無利息普通預金」としてお使いいただけます。切り替えの場合、お持ちの通帳、カードそのままご利用いただけます。 (2)切り替えの場合、口座番号の変更はございません。また、現在利用中の総合口座自動貸越機能や決済サービス(口座振替や給与・年金のお受け取り等)も引き続きご利用いただけます。 (3)無利息です。